

平成29年8月7日

企業会計基準委員会 御中

宝印刷グループ
株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所

企業会計基準公開草案第60号
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」等に対する意見

平成29年6月6日に公表されました公開草案につきまして、当研究所において検討し、以下のとおり意見を提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

質問1（会計処理に関する質問）

本公開草案においては、個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い及び（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて会計処理を見直すことを提案しています。また、未実現損益の消去に係る税効果会計については、繰延法を継続して採用することを提案しています。これらの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

質問2（表示に関する質問）

繰延税金資産及び繰延税金負債の表示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

質問3（注記事項に関する質問）

（質問3-1）注記事項を追加する提案に関する質問

本公開草案においては、財務諸表利用者による税負担率の予測及び繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価に資するように、評価性引当額の内訳に関する注記事項及び税務上の繰越欠損金に関する注記事項の追加を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。ただし、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額（税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を除いた評価性引当額）が重要な場合、将来予測情報としての重要性の観点から、その主要な内訳等主な内容を注記として求めることをご検討頂けないか。また、将来加算一時差異に係る税金の額のうち、将来の会計期間において支払が見込まれない税金の額がある場合の繰延税金負債の内訳の注記方法についても示していただけませんか。

（理由）

結論の背景第25項において、評価性引当額を項目別に算定し記載する場合、一定の仮定を置いた計算等により按分して算定せざるを得ないケースが生じると考えられ、そのような計算により算定された情報は必ずしも有用な情報とはならないと考えられる旨が記載されています。本見解について基本的に同意しますが、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が重要な場合については、仮定計算による情報である点や費用対効果を勘案しても、当該注記情報には一定の有用性があるのではないかと考えるため。

（質問3-2）個別財務諸表における注記事項に関する質問

連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記事項の追加は、コストと便益の比較の観点から、評価性引当額の内訳に関する数値情報のみにすることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

質問4（適用時期等に関する質問）

（質問4-1）適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

(質問4-2) 適用初年度の経過的な取扱いに関する質問

本公開草案において、適用初年度における実務上の負担に配慮し、適用初年度の経過的な取扱いとして、税効果会計基準一部改正案に定める注記事項については適用初年度の比較情報に記載しないことができる取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

同意します。

質問 5 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

1. 企業会計基準公開草案第60号「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(案)について

(1) 第4項(注8)(1)の文中、「税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額に区分して記載する。」とあるが、「将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額」は「税務上の繰越欠損金以外の評価性引当額」等とされた方がよいのではないか。また、参考[開示例] 2. 注記例における「1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳」における「評価性引当額小計」を「将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額」とされた方がよいのではないか。

(理由)

企業会計基準適用指針公開草案第58号税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)第4項(3)「一時差異及び税務上の繰越欠損金等を総称して「一時差異等」という。税務上の繰越欠損金等には、繰越外国税額控除や繰越可能な租税特別措置法(昭和32年法律第26号)上の法人税額の特別控除等が含まれる。」とあり、「将来減算「一時差異等」」には、定義上、繰越欠損金が含まれると考えられるため。

(2) 参考[開示例] 2. 注記例「2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳」の項目に、「税率変更による期末繰延税金資産の減額修正」等を追加したほうがよいのではないか。

(理由)

「3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正」の記載があるため。

(3) 税効果会計に係る会計基準 第四 注記事項、第3項(期中に税率変更が行われ場合の開示)、第4項(決算日後に税率変更が行われた場合の開示)に関し、重要性が乏しい場合も開示が必要になるかが明確ではないが、明確化していただけないか。

(4) コメント募集のP18(別紙4-2)の開示例において、「(*1)(繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている場合、当該変動の主な内容を記載する。)」に吹き出しで「適用初年度の比較情報に定性的な情報を記載しないことができる。」とあるが、適用2年目以降で、2期連続で評価性引当額に重要な変動が生じている場合でかつ「2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳(以下、税負担率の分析注記)において、「評価性引当額の増減」が開示されているようなケースでは、当該定性的な情報の注記自体が、税負担率の分析注記との関係から重要性が判断される面があることを鑑みると(第33項)、原則的には比較情報を記載することが適切との理解でよいか確認したい(前連結会計年度において当該定性情報を注記している会社が前提です。)

(5) 5項(注9)(1)①「税務上の繰越欠損金の額に法人税等の税率を乗じた額」は、企業会計基準適用指針公開草案第58号税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)第4項(2)「法人税等」の定義、及び、企業会計基準適用指針第27号税効果会計に適用する税率に関する適用指針第3項(4)「法定実効税率」の定義を勘案すると、「税務上の繰越欠損金の額に法定実効税率を乗じた額」としたほうがよいのではないか。

(6) 6項「公表日以後最初に終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。」については、表示のみ早期適用して、注記は早期適用しないこと等、表示または注記のいずれかのみを早期適用が可能かどうかを確認したい。

以上